

令和5年度坂戸市住民税均等割のみ課税世帯 臨時支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

令和5年度坂戸市住民税均等割のみ課税世帯臨時支援給付金（1世帯あたり10万円）は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり
10万円

給付金の支給時期

坂戸市が確認書を受理した日から
2週間後が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

令和5年12月1日現在で、坂戸市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和5年度分の「**住民税が均等割のみ課税**」の世帯

※**住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外**

手続きが必要です

坂戸市から
「確認書」が届きます（**要返信**）



詳しくは裏面へ

支給手続き等の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。
- 対象となる世帯には、坂戸市から、支給内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 中身を確認し、確認書に必要な事項を記入して、添付書類と一緒に坂戸市に**返信してください**。

【添付書類】

口座確認書類：通帳（見開きページ）又はキャッシュカードの写し

※口座名義人（カタカナ）及び口座番号が記載されているもの



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

坂戸市 福祉部 福祉総務課 給付金係

 **049-283-1331 (内線357)** 受付時間 平日8:30~17:15